

定数に関する調査結果

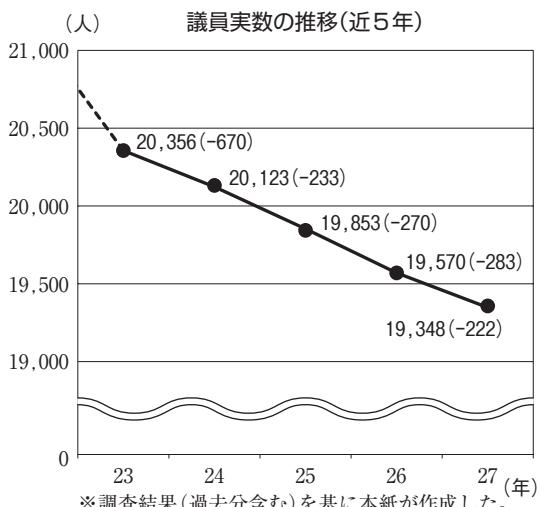
議員実数の状況

調査結果によると、27年12月31日現在における全国81市区議会議員の実数は1万348人、1市当たり23.8人であった。前年・26年の1万9570人と比べると222人の減となった。

本紙の調べでは、222人の減少の内訳は、①議員定数減（151市・373人に伴う実数減が277人）。②ほかに、市長選挙の立候補、一身上の都合による辞職などによる減が136人。③これに、

地方選挙だったため、③のうち一般選挙に伴う増が多かった。なお、議員定数減（373人）と定数減に伴う実数減（277人）に差（96人）が生じたのは、定数削減条例の適用前（一般選挙前）に、既に、96人の議員が退職してい

グラフ



表②

区分 人口	市区 数	平均報酬月額 [単位: 万円] (対前年伸び率、▲はマイナス)	
		議長	議員
5万人未満	263	41.15 (0.61%)	32.98 (0.61%)
5~10万人未満 (特別区除く)	262	47.15 (0.21%)	38.75 (0.26%)
10~20万人未満 (特別区除く)	153	55.01 (▲0.20%)	45.92 (▲0.13%)
20~30万人未満 (特別区除く)	41	64.27 (▲0.46%)	53.97 (▲0.66%)
30~40万人未満 (特別区除く)	23	68.38 (0.90%)	58.64 (0.90%)
40~50万人未満 (特別区除く)	20	73.72 (▲0.39%)	62.12 (▲0.54%)
50万人以上 (特別区・指定都市除く)	8	77.03 (0.56%)	64.85 (1.15%)
特 別 区	23	91.48 (0.41%)	60.71 (0.17%)
指 定 都 市	20	92.88 (0.75%)	77.01 (1.05%)
指 定 都 市 (名古屋市除く)	19	95.14 (0.77%)	78.43 (0.80%)
全国平均	813	51.50 (0.39%)	42.00 (0.45%)

※調査結果から抜粋して作成した「指定都市(名古屋市除く)」の欄は本紙が追加。

※平均報酬額は、十円単位を四捨五入している。
※伸び率は、小数点以下第三位を四捨五入している。

人口別の平均額

2年連続増額の内容を見るところ、26年は25年と比べて、議長・議員とも、特別区を除く全ての人口段階で増額であったが、27年では、26年と比べて、人口10~20万人未満、20~30万人未満、40~50万人未満(いずれも特別区除く)の

報酬に関する調査結果

議員報酬の平均額

調査結果によると、27年12月31日現在における全国81市区の議長、副議長、議員比0・20万円(0・39%)増、

月額は、21年から25年まで減

表①

年 人口	26年		27年	
	市区数	1市平均	市区数	1市平均
5万人未満	262	17.9人	263	17.7人
5~10万人未満	267	21.9人	263	21.4人
10~20万人未満	156	26.5人	155	26.0人
20~30万人未満	45	32.5人	48	31.3人
30~40万人未満	25	37.6人	27	37.0人
40~50万人未満	23	40.7人	21	39.7人
50万人以上	13	46.9人	16	45.8人
指定都市	19	61.2人	20	59.3人
合計・1市平均	810	24.4人	813	24.1人

※調査結果(26年分含む)を基に本紙が作成した。

任・定数)を満了した市が多かつた19年から減少し続けている。近5年の議員実数の推移をみると(グラフ参照)、23年から毎年200人台の減少が続いている。また、統一地方選挙のあつた23年は、22年と比べて670人の減少であったが、今回、調査の対象となつたが、同様に統一された27年は、同様に統一

地方選挙があつた中、26年と比べて、222人の減少にとどまっている。

議員定数の状況

23年12月31日現在、813市区の市区議会議員の定数は1万9556人、1市当たり27人1人(前年24・4人)で、24・1人(前年24・4人)で、24・1人(前年24・4人)であつた。27年12月31日現在、813市区の市区議会議員の定数は1万9556人、1市当たり27人1人(前年24・4人)で、24・1人(前年24・4人)であつた。

議員定数が一般選挙や補欠選挙により、定数に達することによる増が191人。増加(③)から減少(①・②)を引いて、222人となる。27年は統一

例法を適用してない810市区を対象)と比べて、全ての人口段階で1市当たりの定数が減少している(表①参照)。

26年(合併特

事項10件（同号4面参照）について、表にまとめた（下表参照）。第一次回答などの提案募集の状況、提案募集に関する会議等について、内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/bunkete>

り、本会はじめ議会三団体は
8月22日付けで「『平成28年
地方分権改革に関する提案募
集に係る意見照会』に対する
回答について」を提出した
（【回答】参照）。

なお、8月2日から8日に

△可児	△刈谷	△長浜	▼副議長	△可児	△長浜	▼議長
板津博之	加藤峯昭	柴田光男	澤野伸	板津博之	加藤峯昭	柴田清行
8	8	8	8	8	8	8
●	●	●	●	●	●	●

うち	
指定都市	20市
中核市	47市
施行時特例市	37市
一般市	686市
特別区	23区

表 提案団体が市ののみとなる重点事項

提案団体	提案名	第1次回答の概要
釧路市、八王子市	「都市公園に設置できる施設に関する規制緩和」	児童館、地縁団体の会館施設は、現行施行令で設置可能。ただし、設置が不適当な場合もある。
川口市	「他自治体において退職した職員に係る再任用制度の規制緩和」	任命権者以外に定年退職者の雇用義務を課した場合、これまでの取り扱いと異なり、混乱が予想されるため、再任用できない。
箕面市、高知市、倉敷市	「子ども・子育て支援新制度下における保育短時間制度の見直し」	保育サービス利用に当たって選択肢を狭める。また、子ども・子育て支援新制度の根本理念に反するため、対応は困難。
宇都宮市	「施設型給付費等に係る『処遇改善等加算』の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲」	「子ども・子育て会議」に諮った上、対応を検討。
東広島市	「延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和」	延長保育(又は一時預かり)と放課後児童クラブでは、目的、制度内容が異なる。両サービスの質の低さ、運営への支障が危惧され、対応は困難。
大分市	「指定障害児通所支援事業者の指定等の権限の都道府県から中核市への移譲」	事務負担増などについて、他の中核市や中核市市長会の意見を聞き、検討を進める。
広島市	「民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し」	児童の問題は保護者の問題と一体となることが多く、児童の問題への機動的な対応には、児童委員と民生委員が兼ねる体制が最も望ましい。
豊田市	「マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止」	本人確認のため、番号利用法等において、変更事項の記載が必要。
滑川市	「砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会の拡大」	現行法で対応可能。
広島市	「市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大」	既に実施済。

※提案募集検討専門部会（第39回～第43回）の資料を基に本紙が作成

提案募集で第一次回答を公表 ――議長会が回答を提出――

—三議長会が回答を提出—

内閣府は8月3日（一部は

について、関係府省の第一次回答を公表した。このうち、

[n-suishin/teianbosyuu/
2016/index-h28.html](http://n-suishin/teianbosyuu/2016/index-h28.html)

かけて、提案募集検討専門部会で集中ヒアリングが行われている。

【回答】

各地方公共団体等からの提案に対する各府省の第1次回答は、「対応は困難」や「適切ではない」等、消極的なものが多くを占め、今後、各府省の議決事項に係るものについては、二元代表制における議会の権能を踏まえて慎重に対応すべきものであること。

区分で議長・議員ともに減額となつてゐる(表②参照)。また、伸び率も、人口段階別議長・議員別でそれぞれ異なつてゐる。

最低額の欄は、名古屋市を除いた最低額を示し、26年から増額となつた額に二重線で欄に網掛けを付した)。

表③ [单位:万円]

区分 人口	議長		議員	
	最高額	最低額	最高額	最低額
5万人未満	54.50	23.00	44.22	18.00
5～10万人未満 (特別区除く)	73.70	33.90	59.10	26.60
10～20万人未満 (特別区除く)	76.00	39.90	62.00	32.10
20～30万人未満 (特別区除く)	75.80	50.50	66.40	43.50
30～40万人未満 (特別区除く)	79.00	58.80	66.00	51.50
40～50万人未満 (特別区除く)	82.70	64.00	68.70	55.00
50万人以上 (特別区・指定都市除く)	82.30	72.80	70.00	59.00
特 別 区	95.60	85.86	62.10	58.52
指 定 都 市 (名古屋市除く)	117.90	77.80*	95.30	64.80*

*名古屋市の議長・議員の最低額はともに50,000万円。

※調査結果から抜粋して作成した（二重線、網掛けは本紙が追加）。

※前年と比較し、増額となった額に二重線、減額となった欄に網掛けを付した。

市議会議員の皆様のための福利厚生制度

全国市議会議員医療保険制度のご案内

(団体総合生活保険)医療補償・がん補償

病気の
保険

団体割引
20%適用
50~54歳の場合は、
3,710円
(初年度)



全国市議会議員
医療保険制度の
5つのポイント!

- Point 1** 病師の診査は不要。加入依頼書等に健康状態を正しく記入ください。
(ただし、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。)
- Point 2** 持病や治療歴があっても条件付きで、ご加入できる場合があります。
※詳しくは加入依頼書の「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。また、保険金のお支払いがあつても、次年度以降も引き続き更新していただけます。
- Point 3** ご本人と併せて「配偶者」の方もご加入いただけます。
市議会議員ご本人だけでなく「配偶者」の方も団体割引20%が適用されます。
- Point 4** 退職後も更新加入できます!
※更新の場合に限り、ご本人・配偶者ともに80歳までご加入いただけます。退職者の方は新たにご加入できません。
- Point 5** 充実したサービス(自動セット)により安心をお届けします!
メディカルアシスト デイリーサポート ※サービスの詳細は、パンフレット2ページ「サービスのご案内」をご参照ください。

ご案内

全国市議会議員
医療保険制度

全国市議会
議員互助会

全国市議会議員互助会は、
全国の市議会議員の皆様を会
員とし、相互扶助を目的に運
営されています。

現在、任意加入の保険とし
て、疾患やけがによる入院・
手術を補償する「全国市議会
議員医療保険制度」と、傷害
総合保険である「全国市議会
議員団体補償制度」の事業を
行っております。

今回は、「全国市議会議員
医療保険制度」について、ご
案内いたします。

本制度は、市議会議員の皆
様が万が一疾病を患つたり、
けがを被つた際や、がんと診
断された際の「早期発見・早
期治療・早期復職」をサポート
する安心の医療保険制度で
す。

疾病・けが・がん等の補償
のほか、電話にて各種医療に
関する相談に応じる「メディ
カルアシスト」や、介護・健
康等生活に関する情報を提供
する「デイリーサポート」な
どの無料のサービスも充実し
ております。

加入日時点で市議会議員で
あれば、どなたでも加入資格
があり、本人と併せて配偶者
の方も加入することができます。

1
3
2
6
2
1
5
2
3
3
。

す。加入に際して医師の審査
は不要で、健康状態の告知の
みで加入できます。持病や治
療歴があつても、条件付きで
加入できる場合があります。

保険期間は、毎年1月1日

午後4時からの1年間で、中
途加入のお申し込みも隨時受
け付けております。

更新の際は、特段のお申し
出がない限り毎年自動更新い
たします。保険期間中に病気
等で保険金を受け取つても、
補償内容に制限がかかること
なく継続して加入できます。

毎月の保険料は、年齢別に
区分されておりますが、補償内
容は一律となつておらず、
新規、更新ともに80歳まで加
入ができ、退職後も継続加入
ができます。団体割引20%が
適用されているため、通常よ
り割安な保険料にて補償を提
供しております。

詳しくは、パンフレット(平
成28年8月17日付けにて各市
議会事務局に送付)をご覧く
ださい。資料請求は無料です
。

補償内容

入院	病気やケガで入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について120日を限度とします。	1万円
手術	病気やケガで手術をしたときに、保険金をお支払いします。 ※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術や お支払回数に制限がある手術があります。 *1 対象となる重大手術については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。	重大手術^{*1} 40万円 重大手術以外で 入院中の手術 10万円 重大手術以外で 入院中以外の手術 5万円
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。	10万円
先進医療	病気やケガで先進医療 ^{*2} を受けたときに、保険金をお支払いします。 *2 対象となる先進医療については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。	10万円～610万円
がん	がんと診断確定 ^{*3} されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。 *3 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。(初年度待機期間 90日)	100万円

●がんのリスクに備えて
がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。
●初期のがんでも
「上皮内新生物」も補償の対象となります。また、「白血病」もがんに含まれますので、補償の対象となります。

●再発・転移しても
がん診断保険金は初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治
癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでの支払回数にかかわらずお支払いします。
※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん
診断保険金をお支払いできません。